

# 長岡市一般住宅リフォーム補助金のお知らせ

## 事業目的

住まいに長く、快適に住み続けるためのリフォームに対する支援を通じて、地域経済の活性化を図ります。

## 申請期間等

申請方法：別紙申請書及び添付書類を下記担当へ**郵送**で提出

申請期間：令和6年5月7日（火）～令和6年11月30日（土） ※予算がなくなり次第終了

工事期間：交付決定後～令和7年1月31日（金） ※各期限等は当日消印有効

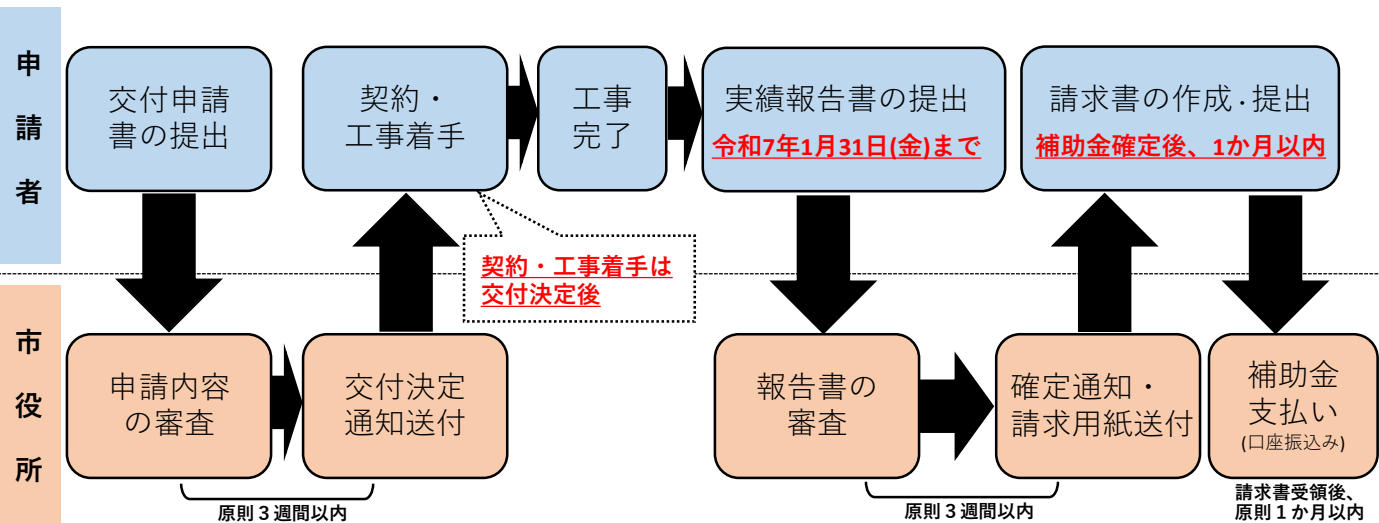
報告期限：**令和7年1月31日（金）**

請求期限：補助金確定後、1か月以内

### 【注意事項】

- ◇申請書の受付は**郵送の消印日を基準に先着順**で行います。  
消印日とは郵便局が郵便物を引き受けた日のことを言います。**投函日ではありません。**
- ◇予算を超過した場合は、予算超過日付けの申請から、補助金交付予定者を**抽選で決定します。**  
(当選しなかった方へは、申請書を返送します。)
- ◇5月6日以前の消印日の申請は無効です。

## 手続きの流れ



※令和7年1月31日までに実績報告書の提出がない場合、交付決定を取り消すため、補助金の交付は受けられません。  
※補助金確定後、1か月以内に請求書の提出がない場合、補助金の交付は受けられない場合があります。

## 担当・問い合わせ・書類送付先

長岡市 都市整備部 都市政策課

〒940-0062

長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階

TEL: 0258-39-2265 FAX: 0258-39-2270

メール: toshisei@city.nagaoka.lg.jp

リフォーム  
公式HP



## 対象要件

### 1. 補助対象者（申請者）

- ・市内に住所を有し居住している住宅の所有者
- ・リフォーム後、市内に住所を移し居住する住宅の所有者
- ・住宅の所有者との関係が配偶者又は親子である住宅の居住（予定）者  
(共有名義の場合は名義人のどちらか一方で申請)

### 2. 住宅要件

- ・平成25年12月31日以前に建築された住宅
- ・専用住宅、併用住宅（住居部分1/2以上）、分譲マンションの専有部分
- ・併用住宅の店舗部分改修の場合は、補助対象者本人または配偶者、二親等以内の親族が営業するものであること

### 3. 施工業者の要件

- ・**市内に本社がある**法人又は住民登録がある個人事業主  
**※交付申請後、施工業者の変更はできません。**

### 4. 補助対象工事

- ・住宅に係る部分で業者に依頼して行う工事全般（3～4ページ参照）  
**※市から交付決定があった後に行う工事が対象**

### 5. 対象外となる方

- ・過去に住宅リフォーム補助金を受けた事がある方及び住宅
- ・市税に滞納がある方
- ・同一工事に対して他の補助金が交付されている方

### 6. その他

- ・対象要件を満たし、交付決定があった場合でも、**期日までに実績報告書や請求書等の提出がない場合は、補助金の交付が受けられません。**
- ・その他、長岡市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱による。

## 交付申請時に必要な書類及び注意点

### 1. 交付申請書兼同意書

- ・申請書裏面の承認事項を確認し、氏名欄は自署

### 2. 見積書の写し

- ・宛名は申請者で施工業者の代表者名の記載があるもの
- ・補助対象工事の詳細が確認できるもの

### 3. 施工前写真

- ・補助対象とする施工箇所が確認できるもの
- ・屋根、外壁工事は施工面全て撮影し**方角を補記**
- ・A 4用紙に貼付して提出  
**※写真が撮れない場合は、必ず事前にご相談ください。**

### 4. その他

- <併用住宅の場合>
  - ・住宅各階の平面図
- <増改築・間取りの変更工事の場合>
  - ・当該工事階の改修前後の平面図
- <併用住宅の店舗部分改修の場合>
  - ・事業を営んでいることを証明する書類（青・白色申告書の写し、法人確定申告書の写しなど）
  - ・申請者と事業を営む者が異なる場合は申請者との関係がわかるもの（住民票、戸籍抄本など）

## 実績報告時に必要な書類及び注意点

### 1. 実績報告書

- ・氏名欄は自署

### 2. 領収書の写し

- ・施工業者が発行したもの
- ・宛名が申請者であるもの（姓・名ともに記載）

### 3. 施工後写真

- ・補助対象とした施工箇所が確認できるもの（施工の前後の比較ができるよう、施工前写真と同じ箇所を撮影）
- ・屋根、外壁工事は施工面全て撮影し**方角を補記**
- ・A 4用紙に貼付して提出

### 4. その他

- <交付申請時から工事金額等が変更になった場合>
  - ◆見積書の写し
    - ・変更した工事の内容が確認できるもの
    - ・作成日の記載があるもの
  - ※値引きによる金額変更のみの場合は不要**

<リフォーム後に居住した場合>

- ◆住民票
  - ・実績報告書提出日から3か月以内に発行された転入、転居後の住民票（マイナンバーの記載がないものに限る）

## 補助額

補助対象工事費の 1 / 5  
**（5万円上限）**

- ※補助対象工事費が10万円（税込み）以上の工事が対象
- ※交付決定後に工事額が増額になった場合であっても、補助金の増額はありませぬ

※パンフレットや各種様式は、市ホームページで公開しています。

## 補助対象工事例

補助対象となるのは、住宅に係る部分で業者に依頼して行う工事全般です。  
以下に、よくある工事例を示すので、参考にしてください。（対象外となる工事例は次ページ参照）

工事番号	工事内容	
①浴室の改修	ユニットバスへの取替え	換気扇の設置・取替え
	浴槽や床材の改修	浴室暖房機の設置・取替え
	レバーハンドル、ワンプッシュ式水栓への取替え	給湯器の設置・取替え（給湯器の取替えのみで、浴室改修を行わないものも可）
②便所の改修	便器、便座の取替え	ウォシュレット、手洗い器の設置・取替え
③洗面所の改修	洗面台の取替え	レバーハンドル、ワンプッシュ式水栓への取替え
④台所の改修	システムキッチンの設置・取替え	換気扇の設置・取替え
	既存システムキッチンのIHクッキングヒーター、ガスコンロ（ビルドインタイプ）の取替え	
⑤内装の改修	畳の入れ替え・表替え	襖や障子の張替え
	壁・床・天井の張替え・塗装	建具の入替え
	断熱材の入替え・設置	造り付け家具の造作、家具固定改修
	廊下の改修	階段の改修
	手すりの設置	段差解消機、階段昇降機、ホームエレベーターの設置
	屋内スロープ（固定するもの）の設置	居室等の増減築、間取りの変更
	電気配線、コンセントの取替え	安全柵の設置
⑥窓の改修	ペアガラス又は二重サッシ（内付けサッシの取付けを含む）への取替え	アタッチメント付き複層ガラスへの取替え
	網入りガラス窓や強化ガラス窓への取替え	
⑦出入口の改修	既存の戸の改修・取替え	出入口の拡幅
	断熱扉への取替え	玄関スロープ（固定するもの）の設置
	玄関外の手すり設置	
⑧屋根、外壁の改修	屋根、外壁の張替え・塗装	陸屋根防水シートの張替え・塗装
	陸屋根上手すりの塗装	不燃材料の軒裏材への張替え
	雨樋の張替え・塗装	ベランダの床材、手すり、屋根の張替え

工事番号	工事内容	
⑨躯体の補強	外壁や内壁の改修に合わせて、筋交いや耐力壁等を有効に設置し、耐震性を高める部分補強	基礎、土台、柱、梁等の補強
⑩雪処理対策工事	屋根に雪止めを設置する	雪止めアングルや雪止めネットの設置
	雪囲い・風除室の設置	屋根融雪装置の設置・改修
	落雪式屋根構造への改造、屋根の滑雪能力を高める張替え又は塗装	屋根からの落雪による危険を防ぐ
⑪給排水設備等の改修	給排水・ガス管等の改修	下水道への接続
⑫新しい生活様式に対応する改修	宅配ボックスの設置	モニター付きインターホン設置
	タッチレスドア、水栓の設置・改修	手洗い器の設置
	通風式玄関ドア（網戸付き玄関ドア等）の設置	換気設備の設置
	機能性壁紙（抗ウイルス対応の壁紙等）の張替え	室内に洗面所とトイレを設置する
	テレワーク等のための造り付け家具（机、本棚等）の設置	防音に対応した改修（間仕切り、断熱材を入れ且つ窓二重サッシ）
⑬省エネ改修	再生可能エネルギー設備（太陽光パネル等）の設置・改修	埋め込み式LED照明の取付・取替え

## 補助対象とならない工事例

- ・ 工事の伴わない家具、家電の設置・搬入
- ・ 非居住用家屋（車庫・納屋等）を居住用に改修する工事
- ・ 外構工事、壁面の緑化工事等
- ・ 蓄電池のみを設置する工事
- ・ 害虫、害獣駆除
- ・ 車庫、カーポートの設置・改修工事
- ・ 物置、ウッドデッキの設置・改修工事

## 注意事項

### 施工業者について

- ・ 施工業者の変更は原則認められません。やむを得ない事情が発生した場合は、都市政策課までご相談ください。
- ・ 建設業を営む者（代表者）が所有し居住している住宅を、自身が営む会社で改修する場合、補助対象となりません。

### 対象工事について

- ・ 交付決定後に工事内容が変更となり、工事費が減額になった場合は、補助金額も減額となる場合があります。工事費が増額となった場合は、補助金の増額はできません。
- ・ 対象とした工事箇所を交付決定後に変更することは、原則認められません。やむを得ない事情が発生した場合は、都市政策課へご相談ください。

### 工事を中止・延期した場合について

- ・ 事情によりリフォームを中止・延期等し、補助金の申請を取り下げた場合は、速やかに中止届を提出してください。提出がない場合、今後、同様の補助事業があっても申請対象外となる可能性があります。